

保険金等をお支払いできない代表例

1 支払事由に該当しない場合

保険金・給付金が支払われるのは、約款に定める支払事由に該当した場合です。該当しない場合にはお支払いできません。支払事由はご契約(特約)によって異なりますので、詳しくは、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

以下の場合には支払事由に該当しない代表例です。

- ・当社が保障の責任を開始する前に生じた不慮の事故や病気を原因とする場合 **事例1**
- ・入院が約款に定める支払事由に該当しない場合 **事例2、3、4**
- ・手術が約款に定める手術の種類に該当しない場合 **事例5**
- ・災害保険金・災害入院給付金について、死亡・入院等の原因が約款に定める「不慮の事故」に該当しない場合 **事例6**
- ・高度障害状態が約款に定める支払事由に該当しない場合 **事例7**

※ご契約(特約)の種類によっては、責任開始期より一定期間経過後は責任開始日前のご病気や事故を原因とする場合でもお支払いする場合があります。

2 免責事由に該当した場合

支払事由に該当していても、約款に定める免責事由に該当する場合はご契約(特約)の約款にお支払いできない場合を定めており、そのいずれかに該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。免責事由はご契約(特約)によって異なりますので、詳しくは、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

以下の場合には免責事由に該当する代表例です。

死亡保険金の免責事由

- ・責任開始期から、所定の期間内の被保険者の自殺 **事例12**
- ・保険契約者・受取人の故意による支払事由の発生

災害保険金の免責事由

- ・保険契約者・被保険者の故意または重大な過失による支払事由の発生 **事例13**
- ・被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 **事例13**

3 告知義務違反による解除の場合

契約のお申込みや復活のご請求の際に、当社がおたずねする重要なことがらについて、事実を告知されなかったり、事実と異なる内容を告知された場合は、ご契約(特約)は解除となり保険金や給付金のお支払いが出来ない場合があります。

告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。

4 詐欺行為や保険金・給付金等の不法取得目的等があった場合

「保険金等をだましとる目的で事故を起こした」等の重大事由があった場合や、契約の締結や復活に際して詐欺行為や保険金を不法に取得する目的があった場合には、ご契約が解除、取り消し、無効となり保険金等のお支払いは出来ません。